

日本共産党徳島市議団を代表し、委員長報告に対する反対討論を行いません。

議案 1 号平成 22 年度徳島市一般会計予算のうち、以下の案件については反対です。

まず、議会費のうち、議員行政視察旅費には海外視察費 2 名分 176 万円が含まれているため反対です。また、総務費のうち、特別参与の報酬 576 万円は反対です。元助役を特別参与として優遇していますが、一般の臨時や嘱託の職員は人件費として 180 万円ほど働いています。共済の掛け金のうち、市役所が支払う分の 27 万円余を加えても 200 万円そこそこであり、市役所がワーキングプアを作り出しているといっても過言ではありません。

危機管理経費のうち、国民保護協議会委員報酬は反対です。国民保護計画を作る会議に現職自衛官が参加しているからです。

交通安全対策費のうち、派遣職員受け入れ経費 1, 000 万円は反対です。これは県警本部の職員を市の負担で受け入れる費用ですが、警察の費用で警察官として交通安全にあたるべきです。職員を減らし、給料を減額している中でこの費用は認められません。

社会福祉費のうち、後期高齢者医療広域連合負担金 2 3 億 2 5 5 3 万 9 千円並びに後期高齢者医療事業特別会計繰出し金 5 億 5 5 6 7 万 3 千円についてですが、これは後期高齢者医療保険制度にかかるものであり、この廃止を一貫して求めている立場から、この予算に反対です。

従って、これに関する議案第 1 0 号、平成 2 2 年度後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 1 8 号、平成 2 1 年度一般会計補正予算中の後期高齢者医療関係予算、議案第 2 3 号、平成 2 1 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算も、同様に反対です。

生活保護費のうち、寿楽荘費は反対です。この中には寿楽荘を民間に売却することを前提に、土地の境界確定、測量、土地建物の鑑定等の経費、及び移管先選定委員会経費が含まれているからです。

民間に売却する理由として、○行財政健全化計画に基づくものである ○全国的に自治体運営が民間に移管されている ○主として人件費の持ち出しが多額である ○市外の人が多い、などの説明をされていますが、寿楽荘の運営にかかる一般財源は全体の 3 分の 1 程度であり、超過支出が限度を超えているとは言えません。また、市外の人が多いと言っても、その人達の生活費一切を徳島市が支払っているわけでもなく、県内に同様の施設が 3 ヶ所だけということから、やむを得ないものであり、売却の理由にはならないものです。民間にできることは民間にとっても、民間の各種福祉施設は人員配置や労働条件などに問題が多く、最近、火災事故などもよく報道されているように、入所者や、そこで働く人にとって、悪い環境になるのではないかと危惧をいただきます。

原市政になって、行財政健全化の名のもとに、福祉施設が次々と民間に売却されてきました。持ち出しが多いからと、お荷物扱いをして安易に切り捨てるやり方を認めるわけにはいきません。

農地費のうち、吉野川下流域農業用排水対策推進協議会会費 6 2 万 3 千円は反対です。この事業は、柿原堰及び第十堰 から農業用水を取水する国営農地防災事業のことで、

すでに国において、事業仕分けの一つとして事業縮小の対象となっており、今後の見通しも不透明であり、現在の川内・応神地域での施設が、今切川の取水によって有効利用されていることから、これ以上のムダ使いをすべきではありません。よって、吉野川下流域農業用排水対策推進協議会から、すみやかに撤退すべきです。

都市計画費のうち、「鉄道高架促進費」496万8千円は反対です。この事業はムダな大型事業の典型ですが、それは高架化する大半が牟岐線だからです。牟岐線が走る県南へは高速道路事業が進められていますが、その高速道路の料金値下げが、JR四国の経営状態を益々悪化させています。そんな中で、これから20年もかけての鉄道高架計画は無謀としか言いようがありません。鉄道高架計画を止め、利用者のため、牟岐線存続に尽力すべきです。

また、鉄道高架の来年度予算のつけ方ですが、「議会軽視・市民軽視」のやり方で許せません。鉄道高架の「県の予算の使い方」については、様々な「疑問」が議会でも出されてきました。ところが県からは議会に対し、「まともな答え」が一切返ってきていません。それなのに、未解明状態の「比較設計の資料作成等の予算」が計上されているんです。こんな「やり方」が許されないのは当たり前です。

また「県の予算の使い方」でおかしい「大きな問題」に、「車両基地の場所が決まっていない」点がありました。その場所を「一ヶ所に決めた」というんですが、「それがどこかは言えない」としているんです。「県の予算の使い方」に疑問を投げかけているのは市議会なんです。その大きな要因が「車両基地の場所」が確定していないこと。県に対して「場所の公表」を求め、「おかしい予算の使い方」を質していくのが徳島市の役割なのに、県と一緒に「秘密」を貫いて「言わない」・・・こんな「やり方」が許されないのは当たり前です。

また「県営事業負担金」の支払い方法を、「正しい予算執行がされているかどうか、確かめながら支払うやり方」に変更したのに、そこから「鉄道高架」を外しました。

「鉄道高架」については、「県の予算執行がおかしい」ということで、「当初予算に計上するのは止め、9月補正で計上」した「実績」があります。それに「県がクレームをつけた」ということで、「当初予算に計上するやり方に戻した」んです。

来年度予算に対しては、委員会で「予算を凍結すべき」など「いろんな指摘事項」がだされましたが、「鉄道高架を県営事業負担金の例外扱いにするやり方」は止めるべきです。

都市計画費の内、「新町西地区市街地再開発事業費」1942万4千円は反対です。この事業の目的は、中心市街地活性化なのに、活性化にならない音芸ホールを核に据えるやり方を変えないとしているからです。行き詰った計画は白紙に戻し、中心市街地の活性化になる計画づくりをすすめるべきです。

また来年度予算の大半は、地元組織ゴデレッチョへの「補助金」ですが、そのナカミは「地元負担がゼロ」で、市が全部を丸抱えするというものです。そして、このゴデレッチョがTOMネットと契約を締結し「基本的な構想」をつくるというんですが、こんな補助金や契約の「やり方」が市民の理解を得られないのは明らかです。

河川及び排水施設費の内、「第十堰 建設促進期成同盟会会費」5千円は反対です。可動堰建設を策動してきたこの会から、即時脱会すべきです。

議案第2号、平成22年度国民健康保険事業特別会計は反対です。国民健康保険料は、税・料金の中で最も大きな負担となっており、医療保険制度の中での最大の問題点です。自民党政治のもとでの国民健康保険に対する補助金削減が、現在の国保制度の崩壊を招いているというのが、保険者、被保険者共通の思いになっています。

そういう中で、保険者である自治体が何の工夫も無く、被保険者の市民に高い保険料を課すことは許せません。ところが原市政になってから、7%、4%の値上げに続き、今年度9.4%と、3度も大幅値上げを行ないました。国保会計は20年度、21年度と黒字であり、最終的に8億円余の黒字が見込まれます。その半分、4億円を充当するだけで、一人当たり6千7百円の引き下げが可能です。22年度は一般会計からの法定外繰り入れをゼロにしていますが、今年度9.4%の引き上げは、会計を黒字にして一般会計からの繰り入れを止めるのが、唯一、最大のねらいであったことが明らかではありませんか。

また、保険料の申請減免制度が不十分であり、収納率が低下しています。それによって国の調整交付金が1億5千万円も少なくなっています。申請減免制度に対応する一般会計からの繰り入れを、福祉施策としてルール化し、低所得者への申請減免制度を確立すべきです。

さらに保険証更新時に、保険証の窓口留置によって、約千世帯もの人が1ヶ月もの間無保険状態になっており、病気になっても医者にかかれぬ状態を余儀なくされています。短期保険証では、こんな状態が4ヶ月ごとに起こっています。こんなことは、市民の命を守るということからも許せません。このようなことから、低所得者に高い保険料を課しながら、払えなければ短期保険証で制裁的な扱いをするというようなことは、ただちに是正すべきです。

議案第5号、平成22年度徳島市下水道事業特別会計予算中、「旧吉野川流域下水道事業費」39万円、並びに「旧吉野川流域地区下水道推進協議会会費」8万円は反対です。この事業目的は「水質保全と生活環境の改善」で、そのために徳島市では川内・応神地区に公共下水道を布設する事業なんです。事業が進んでいるのは徳島市以外の1市4町です。徳島市は都市計画決定もされておらず、「渭北・渭東・沖洲の北部処理場区域がほぼ完成しないとかがかれない」事業なので、「メドが全く立たない」状態です。こんな中、川内・応神地区でも新築で合併浄化槽の普及がすすみ、水質改善がされているんですから、メドが立たない流域下水道事業から撤退し、合併浄化槽の設置推進で、事業目的である「水質保全と生活環境の改善」を図るべきです。

議案第15号、「平成22年度徳島市水道事業会計予算」は反対です。19.61%、年平均4860円もの値上げ予算だからです。水道会計が苦しくなったのは、「赤字が明確な地域」に「市民皆水道の第4期拡張事業」をすすめたからです。水道のような公営企業は独立採算が建前なんです。赤字が前提の事業を展開する場合には「例外規定」をつく

っています。地方財政法第6条には『その経営に伴う収入をのみもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き（独立採算で行なう）」と定めています。

ところがこれを守らず、一般会計から投入せずに、赤字のツケを全部市民に押しつけたのが「27年ぶりの平成14年の値上げ」と「今回の大幅値上げ」です。そして8年後に、また赤字になる見通しです。このように「赤字の悪循環」になっているんですが、それを全部市民に押しつけるやり方は許せません。

議案第29号、「徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定めるについて」は反対です。職員の給料を2年間で、4億円も減額する条例だからです。

請願第1号、細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める請願についてですが、細菌性髄膜炎は重篤になって初めてわかる恐ろしい病気です。しかし、ワクチンを接種すれば細菌性髄膜炎から子どもたちを守ることができます。ところが日本では任意接種のため、4回の接種で約3万円もかかり、子育て世代には大きな負担になっています。細菌性髄膜炎ワクチンの定期接種化を公費で行うことを早期に実現させることが大切です。

請願第2号、子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願についてですが、子宮頸がんは、20歳代の女性では乳がんを抜いて発症率が一番高いがんで、年間1万5千人以上が発症し、約3千5百人が命を落としています。死亡率を減らすには、12歳から14歳くらいにワクチンを接種する必要がありますが、接種費用が高く、3回で4万5千円から7万円ほどかかります。子宮頸がん予防ワクチン接種を公費助成し、女性の命と健康、人権を守ることが大切です。この二つの請願に、ご賛同頂けますようお願い致します。

以上で、日本共産党徳島市議団を代表しての討論を終わります。